

答 申 個 第 1 4 8 号
令 和 6 年 9 月 6 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年11月2日付け保健健第352号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

公文書公開請求書に係る決裁文書についての保有個人情報部分開示決定事案（諮問個第335号）

1 審議会の結論

処分庁が行った保有個人情報部分開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和5年6月14日に、処分庁に対して、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第77条第1項の規定により、「令和4年10月4日付け京都市指令保健健第1915号による公文書一部公開決定の起案決裁添付文書一式」の保有個人情報の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「公文書公開請求（令和4年9月2日付け）に係る公文書公開請求書に係る決裁文書一式」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、保有個人情報部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和5年7月19日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

法第78条第1項第2号、第3号及び第7号に該当

- 通報者及び通報対象施設等担当者氏名については、当該個人を識別できる情報であり、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため（法第78条第1項第2号に該当）。
 - 法人担当者の役職については、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあると同時に、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（法第78条第1項第2号及び第3号に該当）。
 - 通報対象施設、対応指示及び対応状況詳細について、不開示とした部分を開示することは、本市の指導過程が推測される可能性があるとともに、行政指導の相手方からの意見提出が率直になされず表面的なものにさせ、正確な事実の把握が困難になるなど、今後の同種の調査及び指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（法第78条第1項第7号に該当）。
- (3) 審査請求人は、令和5年10月3日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分において非開示とした部分の一部について処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件各公文書について

本件公文書は、審査請求人が令和4年9月2日付けで行った公文書公開請求（以下「当該公文書公開請求」という。）に対し処分庁が公文書一部公開決定を行うことを意思決定したものである。

本件公文書は、決定書鏡及び要旨、公文書公開請求書、公文書一部公開決定通知書、特定した公文書（以下「供覧書」という。）及び京都市情報公開条例（以下「条例」という。）全文で構成されている。

(2) 法第78条第1項第7号ハに該当することについて

審査請求人は、自身が行った公文書公開請求において、当該請求書に記載した件名の公文書として文書が特定されていることから、当該特定された公文書の件名は法第78条第1項第7号に該当しないと主張する。

当該公文書公開請求において、請求内容に記載された公文書の件名どおりの公文書を特定した経緯は、当該請求を受けた際、京都市ホームページ「公文書目録の検索」において表示される公文書の件名に、本来公開すべきではない条例第7条第6号に該当する情報が掲載されていることを確認したため、公文書の件名を修正し、当該ホームページに表示される情報も修正を行うとともに、当該請求日時点においては、請求内容に記載された公文書の件名どおりの公文書を確かに特定できる状況にあったため特定したものである。しかしながら、当該公文書公開請求に対する処分の判断においては、公表されていた事実はあったとしても公文書の件名に記載されている通報対象施設名称は条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当すると判断した。

本件非開示部分は、当該公文書公開請求において非公開とした通報対象施設名称である。

一般に、行政指導は相手方の任意の協力がなければ指導の目的を達成することは困難であり、処分庁と相手方の信頼関係の構築も重要なものであることから、行政指導の対象となった通報対象施設を開示すると、相手方との信頼を損ない、協力が得られなくなることによって指導が停滞するおそれがあるから、通報対象施設に関する情報は法第78条第1項第7号ハに規定する非開示情報に該当すると考える。

なお、本件公文書は、審査請求人が別に行った公文書公開請求に対する処分に係る決定書であり、本件公文書は審査請求人の個人情報が含まれるものであるが、本件公文書を構成するもののうち、供覧書は、通報を受けた施設に対し処分庁が行った指導内容等を記載し処分庁内で供覧した文書であり、審査請求人に係る情報を一切含んでいないものである。保有個人情報開示請求制度は、自己の個人情報の開示を求める制度であり、審査請求人が供覧書に記載されている情報の一部を知り得ているとしても、それ自体が審査請求人の自己の情報とは認められない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 「●●●●●」、「●●●●●」、「●●●●●」の開示を求める。

(2) 審査請求人が2022年9月2日付けの公文書公開請求書に記載した件名の公文書として特定された経緯からすると、公文書の件名は個人情報保護法第78条第1項第7号に該当しない。

- (3) 4の(2)の第5段落「審査請求人が供覧書に記載されている情報の一部を知り得ている」を否認。審査請求人には、審査請求人が公文書公開請求した文書が確かに特定されたのかどうか、本当のところは分からない。もし特定されていたのであれば、法第78条第1項第7号には該当しない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、当該公文書公開請求に対し処分庁が公文書一部公開決定を行うことを意思決定したものであり、決定書鏡及び要旨、公文書公開請求書、公文書一部公開決定通知書、特定した公文書（供覧書）及び条例全文で構成されている。

(2) 本件処分について

ア 当該公文書公開請求において、処分庁が、請求内容に記載された公文書の件名どおりの公文書を特定した経緯は、当該請求を受けた際、京都市ホームページ「公文書目録の検索」において表示される公文書の件名に、本来公開すべきではない条例第7条第6号に該当する情報が掲載されていることを確認したため、公文書の件名を修正し、当該ホームページに表示される情報も修正を行うとともに、当該請求日時点においては、請求内容に記載された公文書の件名どおりの公文書を確かに特定できる状況にあったため特定したものである。

しかしながら、処分庁は、当該公文書公開請求に対する処分の判断においては、公表されていた事実はあったとしても公文書の件名に記載されている通報対象施設名称は条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当するとともに、本件非開示部分は、当該公文書公開請求において非公開とした通報対象施設名称であり、開示すると、相手方との信頼を損ない、協力が得られなくなることによって指導が停滞するおそれがあるから、通報対象施設に関する情報は法第78条第1項第7号ハに規定する非開示情報に該当すると主張する。

また、本件公文書は、審査請求人が別に行った公文書公開請求に対する処分に係る決定書であり、本件公文書は審査請求人の個人情報が含まれるものであるが、本件公文書を構成するもののうち、供覧書は、通報を受けた施設に対し処分庁が行った指導内容等を記載し処分庁内で供覧した文書で、審査請求人に係る情報を一切含んでいないものであり、保有個人情報開示請求制度は、自己の個人情報の開示を求める制度であることから、審査請求人が供覧書に記載されている情報の一部を知り得ているとしても、それ自体が審査請求人の自己の情報とは認められないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、自身が行った公文書公開請求において、当該請求書に記載した件名の公文書として文書が特定されていることから、当該特定された公文書の件名は法第78条第1項第7号に該当しないと主張する。

ウ 法第78条第1項第7号は、本市等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非開示とすることができることを定めたものであり、法第78条第1項第7号ハにおいては当該事務又は事業の内容として検査が挙げられている。

エ 当審議会において、本件公文書を見分したところ、処分庁が非公開としている部分には、通報対象施設名称が記載されていることが認められた。

本件請求は、個人情報開示請求であり、自己の個人情報の開示を求める制度である。本件公文書を構成するもののうち、公文書公開請求書及び公文書一部公開決定通知書については審査請求人の個人情報に該当すると考えるが、処分庁が非開示としている通報対象施設名称を含む供覧書については、審査請求人に係る情報を含んでいないため、審査請求人の自己の個人情報とは認められない。

仮に、処分庁が非開示としている通報対象施設名称を含む供覧書が、審査請求人の個人情報に該当したとしても、通報対象施設名称を開示すると、相手方との信頼を損ない、協力が得られなくなることによって指導が停滞するおそれがあることは否定できないことから、法第78条第1項第7号ハに該当すると判断する。

加えて、当該通報対象施設名称は、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法第78条第1項第3号イにも該当すると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年11月 2日 諮問

11月29日 諮問庁からの弁明書の提出

令和6年 1月 9日 審査請求人から反論書の提出

8月 2日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第3回会議）

9月 6日 審議（令和6年度第4回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）